

さいたま市モデル避難実施要領

第 1 章	さいたま市モデル避難実施要領の作成にあたって	—————	P 1
第 2 章	さいたま市内で想定される事態に応じたモデル 避難実施要領のパターン	—————	P 2
1	避難実施要領のパターン分類	—————	P 2
2	緊急対処事態において想定される事態への対応	—————	P 4
3	避難実施要領作成上の検討項目	—————	P 6
第 3 章	モデル避難実施要領パターン	—————	P 9
	参考資料		
1	住民避難実施要領		
2	武力攻撃事態等の想定及び避難方法等一覧表		

第1章 さいたま市モデル避難実施要領の作成にあたって

1 モデル避難実施要領の作成

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知する。

(さいたま市国民保護計画第2編第3章第1節 モデル避難実施要領の作成 抜粋)

避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、埼玉県計画に記載されている「市(町村)の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う埼玉県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

第2章 さいたま市内で想定される事態に応じたモデル避難実施要領の パターン

1. 避難実施要領のパターン分類

住民の避難は、基本的に国の対策本部長及び知事から要避難地域、避難先地域、主要な避難経路及び交通手段等が示され、実施することになる。

市が避難実施要領を作成する場合、検討しなければならない事項は、どの範囲の人たちにとってどのような避難方法を指示すればよいのかということである。言い換えれば、事態の態様とそれによってもたらされる災害の範囲・内容・程度などによって、全市域の住民が避難を余儀なくされるのか、あるいは特定地域の一部の住民が避難すればよいのか、さらに所在場所から域外に避難しなければならないのか、あるいは屋内にとどまれば十分なのかといった「要避難地域」と「避難方法」の判断が求められる。

これらの判断、とりわけ要避難地域を判断する場合の決定要因は、災害が及ぶ範囲であり、この範囲は現に災害が発生している地域のほか、災害発生の前兆候や予測から判断される。言い換えれば、避難実施要領検討のタイミングから見た場合、事態が発生する前に何らかの前兆候を把握して要避難地域を判断できる場合と、災害が発生して初めて要避難地域を判断する場合とが考えられる。

一方、災害発生の前兆候や程度は、使用される兵器（武器）の種類とそれが使用される時間帯・気象条件などによって大きく変化し、要避難地域や避難方法の判断にあたって重要な考慮要因【補填事項（P21）】となる。

以上のことから避難要領のパターンについては次のとおり分類する。

パターン	パターン呼称	パターンを適用する事態	要避難地域判断のタイミング
パターン1	全市域・域外避難	着上陸侵攻、弾道ミサイル・航空攻撃による2次攻撃	兆候から判断
パターン2	全市域・屋内避難	弾道ミサイル・航空攻撃	兆候から判断
パターン3	限定地域の避難	ゲリラ・特殊部隊による攻撃、緊急対処事態の4分類	被害発生状況から判断

補填事項 (P21)	<ul style="list-style-type: none"> ・NBC剤使用時の補填事項 ・雨天時の補填事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・脅威残存時の補填事項 ・夜間の補填事項
---------------	--	---

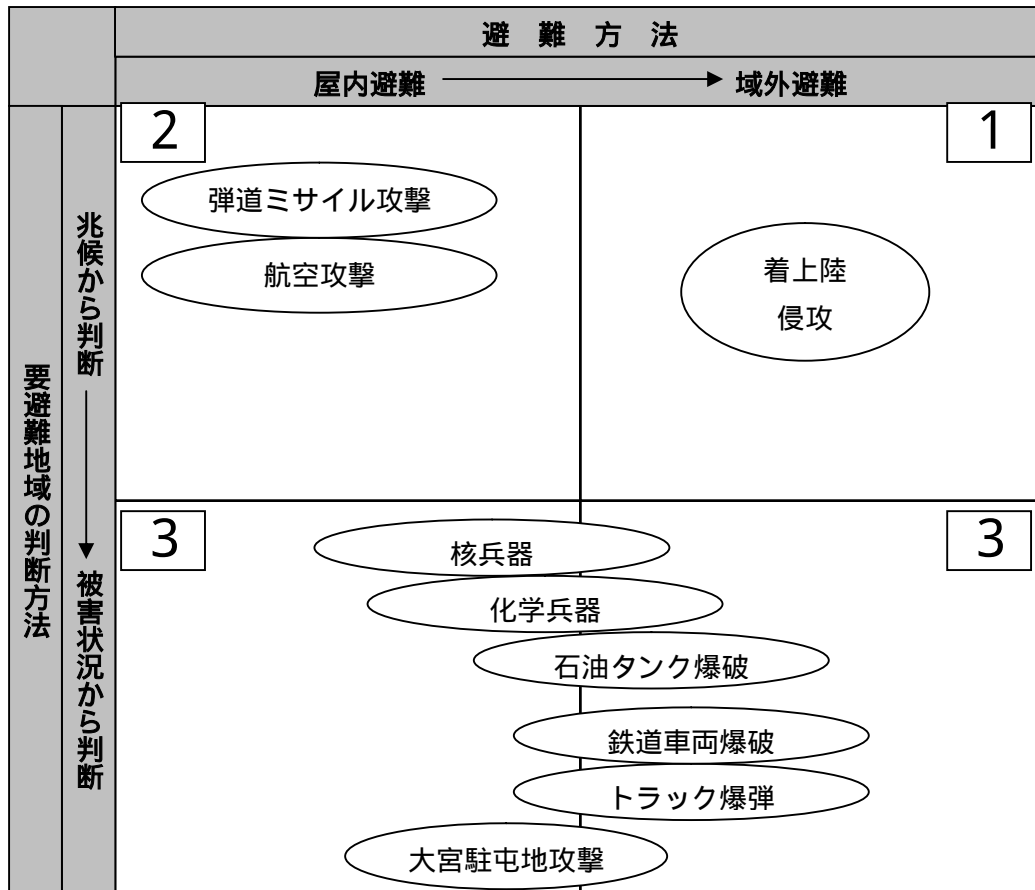


図1 「要避難地域と避難方法の関係」

(1) パターン1及びパターン2の特色

パターン1は、着上陸侵攻事態において、国の武力攻撃事態等対策本部長が兆候から要避難地域を判断し、さいたま市の全市域を対象に市域外避難を措置するパターンであり、パターン2は、さいたま市若しくは市の隣接地域にある攻撃目標に対して弾道ミサイル攻撃や航空攻撃が予測される事態において、同じく政府の対策本部が兆候から要避難地域を判断し、さいたま市の全市域を対象に屋内避難を措置するパターンである。

このうちパターン1では、着上陸侵攻が大規模な艦船や航空機を用いて行なわれることから着上陸地域やそれに引き続く内陸部の戦闘地域をある程度予測することが出来、また、本格的な地上戦闘が行なわれる地域やそれらを支援する地域も作戦計画の策定に合わせて予め設定できることから、要避難地域の指定は着上陸侵攻に先立ち、しかも広域にわたって行なわれる可能性がある。このため、さいたま市にあっては市域全体が対象になる可能性があり、更に避難先地域も県内外に指定される可能性がある。また、避難は武力攻撃に先立ち地域別、避難者の特性別（入院患者、要援護者、学童、健常者など）などに区分して、段階的に行なわれる可能性がある。

一方、パターン2、即ち弾道ミサイル攻撃や航空攻撃では、衛星等により、兆候を把握するが、攻撃自体が奇襲的に行われることから攻撃目標や発射時刻の予測などが難しい。また、兆候が把握できた場合でも発射・離陸から着弾までの時間が短いことなどから避難の準備や実施に十分な時間的余裕がない特性がある。また、使用される弾頭の種類も着弾まで通常弾

頭かNBC弾頭かの区別が不明である。このため、要避難地域はおのずから広地域を対象に指定される可能性があり、かつ、NBC剤への無用な暴露や感染を避けるため当面、屋内避難を指示せざるを得ない特性がある。

(2) パターン3の特色

「ゲリラや特殊部隊による攻撃」や緊急処理事態4分類においては、一般に兆候の把握が難しく事態は突発的に発生する可能性が高い。また、攻撃の目標は航空攻撃やミサイル攻撃と比べ限定された範囲の目標となり、これら攻撃に伴う災害発生の地域的範囲もおのずから限定される特性がある。従って、要避難地域は、市全域ではなく、標的となったものの周辺に限定される。

一方、攻撃目標となりうる施設や地域が多種多様であることから被害範囲の判断も状況に応じ変化し、具体的な要避難地域の判断や避難実施要領を標準化することは困難であり、あらかじめ標準的な避難実施要領を作成し、被害の様相や基礎情報によりこれを補完することで臨機応変に避難実施要領を作成できるよう準備することが求められる。

参考資料：図2「避難実施要領作成のイメージ」(P5)

2. 緊急処理事態において想定される事態への対応

緊急処理事態において想定される事態として、以下の4つが挙げられる。

- (1) 大規模集客施設において生物剤、又は化学剤が散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態
- (4) 都心においてテロが発生した事態

(1)～(3)の事態はいずれも発生前に兆候をつかむことが困難であり、かつ限定地域での避難である。これらの事態についてはパターン3で対応することが可能である。(1)についてはパターン3に生物剤、又は化学剤の補填事項、(3)については核物質の補填事項を追加する。

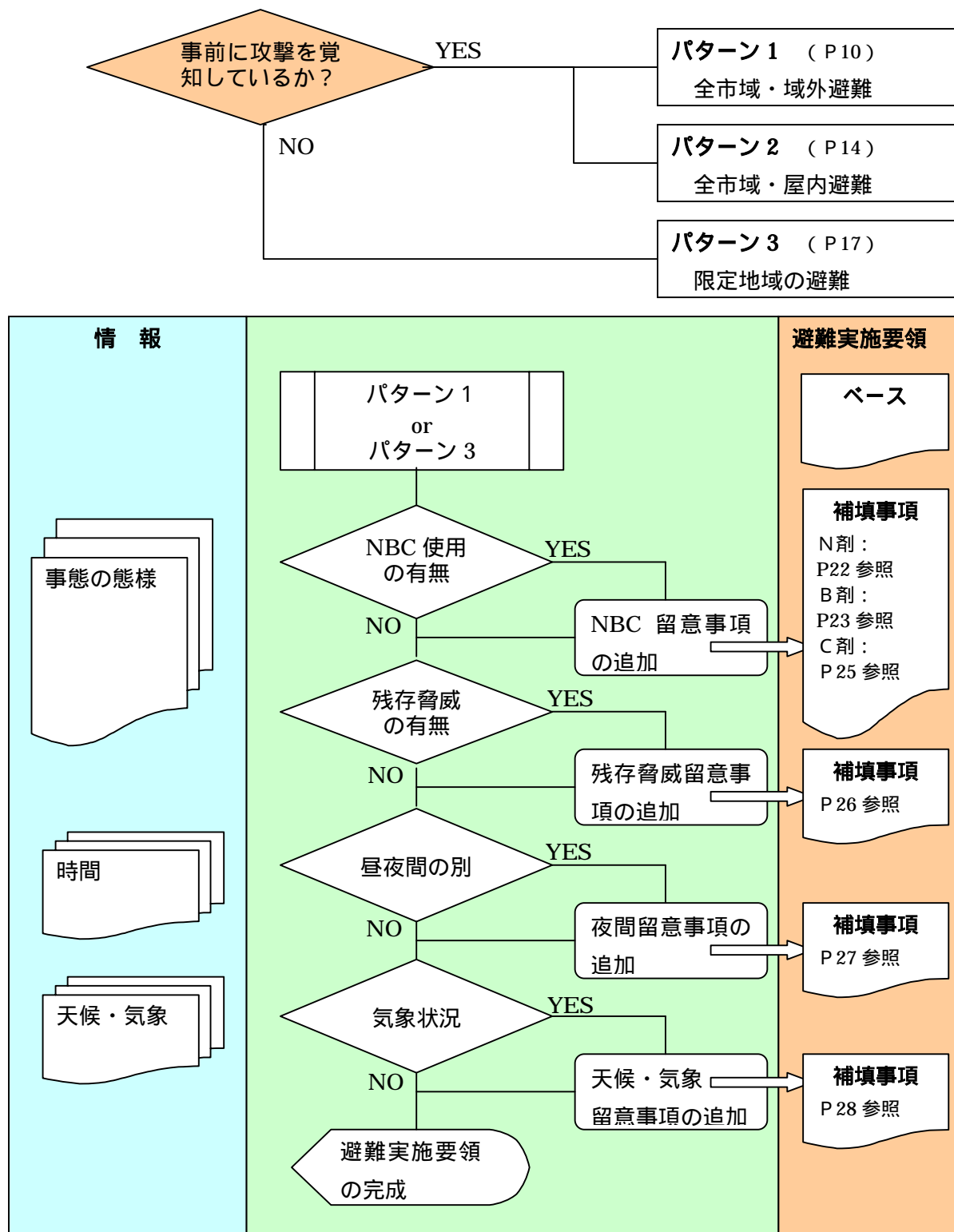
(2)については爆破だけの事案であるのでパターン3をそのまま使用する。

(4)について、都心においてテロが発生した事態の場合はさいたま市が避難先地域に指定され、避難住民の受け入れを行う可能性がある。避難民・被災者の流入事態については、国民保護法上、避難実施要領を作成する規定はないが、受入地域として避難施設や、交通状況を提供しなければならないため、これを避難受入実施要領として別途示す。

なお、緊急処理事態において想定される4つの事態については、別途補足的(P30)に検討項目及び留意項目を示す。

緊急処理事態において想定される事態	適用パターン
(1) 大規模集客施設において生物剤、 又は化学剤が散布された事態	パターン3 + 生物剤 or 化学剤 補填事項
(2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態	パターン3
(3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態	パターン3 + 放射性物質補填 事項
(4) 都心においてテロが発生した事態	避難受入実施要領

避難実施要領作成のイメージ



パターン 3 における補填事項組み合わせ (32 通り)

NBC	N				B				C				否			
	有		無		有		無		有		無		有		無	
残存脅威	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨
天候	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨	晴(曇)	雨
時間	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜

3. 避難実施要領作成上の検討項目

(1) 避難実施要領に含むべき事項

避難実施要領は、避難を実行するために必要な具体的なやり方を定めたものであることから一般には次のような項目を含める必要がある。

ア 事態の状況、避難の必要性

イ 避難誘導の方法

(ア) 避難誘導の全般的方針(要避難地域・避難先地域を含む)

(イ) 市における避難誘導の体制

(ウ) 運送手段

(災害時要援護者その他特に配慮を要するものへの対応に留意する)

(エ) 運送拠点(集合場所)への移動

(避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点、集合時間を含む)

(オ) 避難実施要領の住民への伝達

(カ) 傷病者への対応

(キ) 避難の完了(要避難地域における残留者の確認方法を含む)

(ク) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(ケ) 住民に周知する留意事項(集合に当たっての留意点を含む)

・避難に際し準備しておく物資等

・避難時の留意事項

・避難中における情報提供元

(コ) 安全の確保

ウ 各部の役割

エ 連絡・調整先

オ 避難住民の受入・救援活動の支援

カ その他留意する事項

この際、避難実施要領作成の前提となる要避難地域や避難先地域、避難経路、運送手段などは国の対策本部長及び知事から通知されるが、要避難地域や避難先地域については、パターン3の場合、現場を抱える市自ら判断し、県に意見を具申することが求められる。したがって、市の主体性を保持するためには要避難地域や避難先地域についても検討し市としての意見を持っていることが重要である。

また、避難実施要領の作成にあたり、上記の項目の中で市が検討する項目として以下が挙げられる。

・避難実施要領の住民への伝達

・傷病者への対応

・運送拠点(集合場所)への移動

・誘導に際しての留意点や職員の心得

・住民に周知する留意事項

・安全の確保

これらの項目の検討、判断に必要な情報は NBC の有無、残存脅威の有無、天候・気象、時刻、運送手段、運送拠点（集合場所）、避難先などである。これらの情報は現地調整所や関係機関に確認を取れば入手することが可能であり、これに加え、保有広報手段とその特性などの事前調査資料があれば、これらの検討が可能である。

この中で運送手段、運送拠点（集合場所）、避難先に関しては事案発生時の様相に応じて大きく異なるため、あらかじめ全てを検討しておくことは難しく、これらに関する事項については、事案発生当日に検討する必要がある。

運送拠点（集合場所）や避難先などの完全に被害発生時まで不明な情報に比べ、NBC の有無、残存脅威の有無、天候・気象、時間の情報は「雨が晴れか」「昼か夜か」など選択肢が限られるため、事前にいくつかのパターンを作成することが可能であると考えられる。

これらの情報は、以下に例示するように、誘導時の職員の心得や住民の留意事項、住民広報手段などに関係する。

- ・雨天時であれば、サイレンや防災行政無線による音声情報が聞き取りにくくなったり、視界が悪いため徒歩での避難が困難であることから、誘導の際にライト等を用いた音以外の誘導方法を用いるなどの検討が必要である。
- ・昼間と夜間では人口が大きく変わることに加え、昼であれば市外からの勤務者、来訪者の扱いを如何に行うか。夜であれば、睡眠中の住民に対し如何に広報を行うか、誘導時の照明の確保などが必要である。
- ・残存脅威のない場合は通常の避難で問題ないが、市外にテロリストが潜んでいる可能性があるなど脅威が残存している場合、警察や自衛隊による警護の中、避難を行わなければならない。
- ・NBC 剤の使用の有無に関しては、放射性物質では外部被ばくを防ぐため防護服や雨合羽などが必要になる。生物剤の場合では隔離が必要になり、医師の診察が必須となる。化学剤では、除染を行うとともに風向を考慮した避難が必要になる。

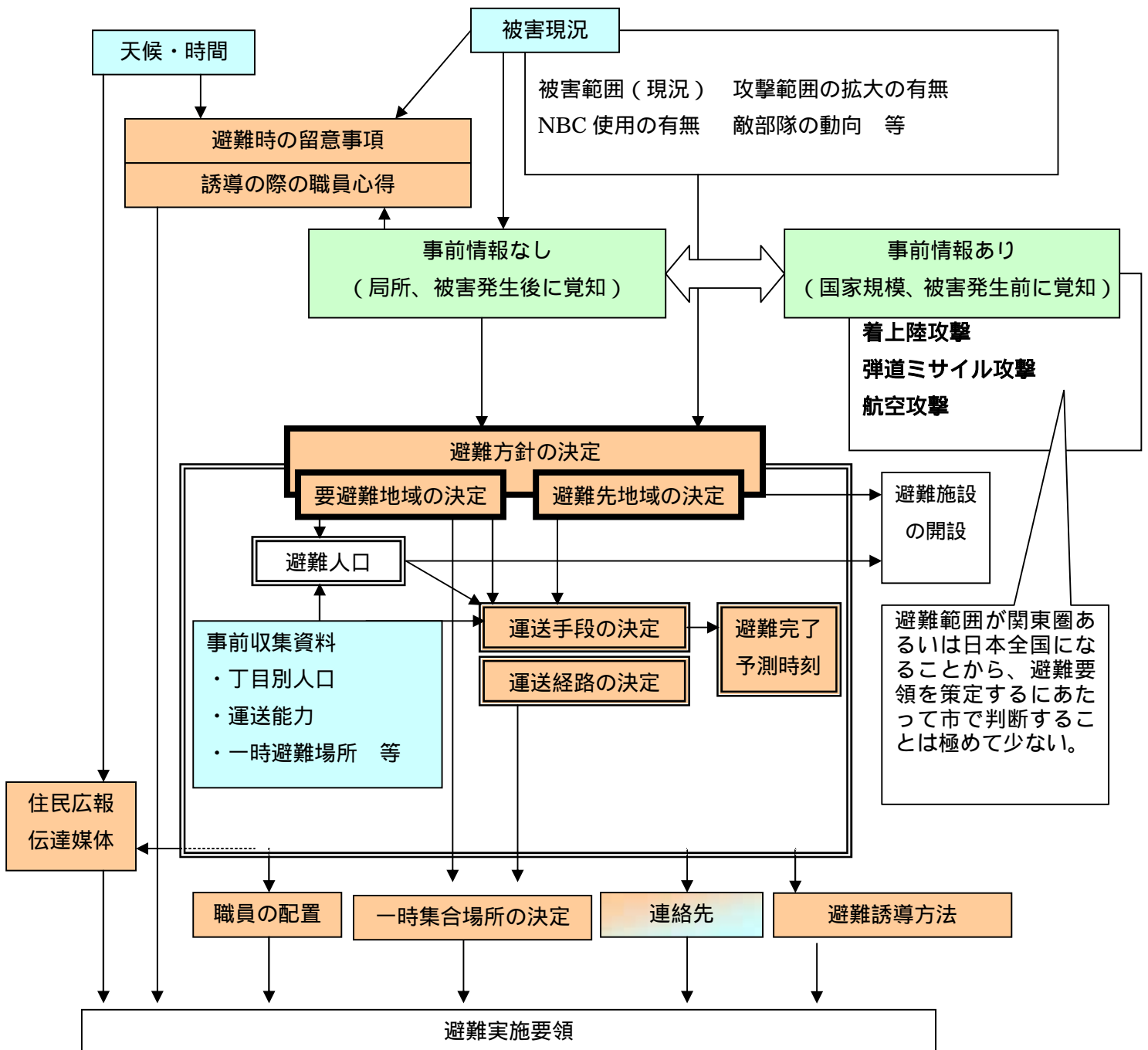
（２）避難実施要領の作成手順

避難実施要領は以下のような手順で作成される。

- ア 国は、事前情報あるいは発災時の情報から要避難地域を判断する。
- イ 国は、発生後に覚知する事案の場合においても発災場所などの情報から要避難地域及び避難先地域を決定する。
- ウ 県は、これを受けて事前収集資料等から避難人口を算出し、運送手段、運送経路、集合場所等を市と調整のうえ決定する。
- エ 市は、事前情報から着上陸侵攻、弾道ミサイル・航空攻撃のいずれかの判断が付いた場合、パターン 1 あるいはパターン 2 に基づき避難実施要領の作成を開始する。
- オ 市は、避難実施要領として避難誘導方法、職員の配置を決定するとともに、事態の状況等を鑑み住民への留意事項及びその伝達手段などについて検討する。

避難住民の誘導に関して、必要に応じ、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう検討する。
- カ 以上すべてを統合し、避難実施要領とする。

避難実施要領の作成手順



避難範囲が関東圏あるいは日本全国になることから、避難要領を策定するにあたって市で判断することは極めて少ない。

- : 国の判断事項
- : 県の判断事項
- : 市の判断事項
- : 避難実施要領に含まれる事項
- : 情報資料

第3章 モデル避難実施要領パターン

第2章での避難実施要領のパターン分類に基づき、モデル避難実施要領パターンを以下のとおり示す。

なお、パターン3で作成する避難実施要領のベースは、NBC 剤を用いず、残存脅威もない、昼間、晴れを想定し作成する。

モデル避難実施要領パターン目次

避難実施要領パターン

- 1 パターン1「全市域・域外避難」(着上陸侵攻)
- 2 パターン2「全市域・屋内避難」(弾道ミサイル攻撃・航空攻撃)
- 3 パターン3「限定地域の避難」
(ゲリラや特殊部隊による攻撃及び緊急対処事態)

補填事項

- 1 NBC剤使用時の注意点
- 2 核使用時の補填事項
- 3 生物剤使用時の補填事項
- 4 化学剤使用時の補填事項
- 5 脅威残存時の補填事項
- 6 夜間の避難における補填事項
- 7 雨天時の補填事項
- 8 想定する緊急対処事態における検討・留意項目

避難受入実施要領(他自治体からの避難者受入)

避難実施要領パターン

1 パターン1「全市域・域外避難」（着上陸侵攻）

避難実施要領に先立ち住民に伝達・周知する必要がある事項は、次のとおり。

【住民に周知する事項】

- ・ 国際情勢の悪化から我が国に着上陸侵攻の恐れがあり、本市においても全市民による県外避難を行う場合もあり得る事から、次のような準備を整えてください。
 - ア 携行品は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品に限定し、円滑な行動に支障をきたさないようにして下さい。
 - イ 避難は、自治会及び事業所等の単位で行われるので、連絡体制を十分にとっておいて下さい。
 - ウ 外出する際には必ず家族に行き先や連絡先を告げ、所在がわかるようにして下さい。
 - エ 屋内避難の場合には長期間外出が制限され、物流も止まる恐れがあることから食料及び日用品などを備蓄しておいて下さい。
 - オ 今後は、テレビ・ラジオの情報に注意して下さい。

着上陸侵攻は、国の総合的な方針を待って対応を行う。避難実施要領もこれに沿った策定を行う必要があるため、具体的な避難実施要領パターンとせず、汎用性のあるものとする。

避難実施要領（パターン1）

さいたま市長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、東京都及び首都圏に対する武装勢力の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、首都圏全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った……………。

埼玉県知事は、避難の指示を行ったところである。

対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

国の方針に基づき、避難対象を全市域とし、県から割り当てを受けたバス・電車によりへ避難を行う。避難は 日09:00から開始し、約8日間をかけて 県市及び 町へ避難を行う。

この際、児童・生徒及び災害時要援護者等の避難を優先させ、全市民の安否の確認をとって避難完了とする。

国の方針に沿ったものとする

(2) 市における避難誘導の体制

- ・ 避難先である 県 市に職員 名を派遣する。また、必要に応じ避難施設に職員を派遣する。
- ・ 避難時には運送拠点（集合場所）までの誘導及び避難施設までの随行を行う。また、個別訪問により残留者の確認を行うため、必要人員を配置する。

国の方針に沿ったものとする

(3) 運送手段

- ・ 県から示された運送計画に基づき、バス及び鉄道により避難を行う。
- ・ 災害時要援護者については自家用車等により避難を行う。あらかじめ車両の登録を行い到着後に確認を行う。
- ・ 道路、線路の破壊に伴い、手段及び経路の変更を行う可能性がある。

国および県の計画に従い、記載する。

(4) 運送拠点（集合場所）への移動

運送拠点（集合場所）は別途示す。

運送拠点（集合場所）までは原則徒歩での移動とする。移動の際は近隣住民などとともに行動すること。

県の計画に従い記載する

(5) 避難実施要領の住民への伝達

- ・ 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- ・ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察等にファクス等を送付し、住民への伝達を依頼する。
- ・ 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ・ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・ テレビ・ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。
- ・ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- ・ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口として配置する。
- ・ 避難開始まで日数があることから市で広報文を作成し、各家庭に配布する。

県の計画に従い記載する

(6) 傷病者への対応

- ・ 住民に死亡・傷病者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。
- ・ 埼玉県や日本赤十字病院等によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(7) 避難の完了

- ・ 市職員、消防職・団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、本人の特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- ・ 避難誘導は、 : をもって終了する。

県の計画に従い記載する

(8) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員、消防職・団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 必要に応じ、市で備蓄している、食品・飲料水等を供給する。また、医療の提供その他必要な措置を講ずる。

(9) 住民に周知する留意事項

- ・ 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ・ 消防団、自主防災組織、自治会長などの地域のリーダーは、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ・ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品にして、円滑な行動に支障をきたさないように促す。
- ・ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう促す。
- ・ 服装や携行品等から不審者を見た場合には、市職員、消防職・団員、警察官に通報するよう促す。

(10) 安全の確保

誘導を行う市の要員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部や埼玉県からの情報、市国民保護対策本部において集約した必要な最新の情報の提供をする。

誘導を行う市の要員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ・ バスの運行は、県 課及び県警本部と調整して行う
- ・ バス運転手、現地派遣の県職員、 市職員との連絡要領は、別に示す。
- ・ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
- ・ 対策本部設置場所：さいたま市役所
- ・ 現地調整所設置場所：

県の計画に従い記載する。

5 避難住民の受入・救援活動の支援

該当なし

6 その他留意する事項

特になし

2 パターン2「全市域・屋内避難」（弾道ミサイル攻撃・航空攻撃）

避難実施要領（パターン2）

さいたま市長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、ミサイルが発射された場合において住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

ミサイル発射から着弾までの時間が限られていること及び攻撃目標地点が不明であることから住民の避難については屋内避難を基本とする。

警報から屋内避難を行うまでの時間は限られていることから、警報の発令が行われた際に速やかに屋内避難できるよう住民に対し避難実施要領を周知徹底する。

また、警報が発令された場合には、防災行政無線等により即座に伝達する。

（2）市における避難誘導の体制

職員の体制及び配置については、別に定める。

（3）運送手段

運送しないため該当なし

（4）運送拠点（集合場所）への移動

該当なし

（5）避難実施要領の住民への伝達

- ・ 弾道ミサイルが発射された場合には、対策本部長から警報の発令が行われることから、担当職員は、速やかに防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

(6) 傷病者への対応

- ・ 住民に死亡・傷病者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。
- ・ 埼玉県や日本赤十字病院等によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

(7) 避難の完了

該当なし

(8) 誘導に際しての留意点や職員の心得

誘導を行わないため該当なし

(9) 住民に周知する留意事項

- ・ ミサイル発射に伴う警報発令時には、住民は、近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々のとるべき対応を周知徹底する(その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断される状態になるように周知する。)。
- ・ 車両内に在る者に対しては、警報発令時には、車両を道路の外の場所(やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法)に止めるよう周知する。
- ・ 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル及び最寄りの堅牢な施設に避難するよう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、数日分の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書、支給品(あれば)を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(10) 安全の確保

- ・ ミサイル着弾地の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。
- ・ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 各部の役割
別に示す。

4 連絡・調整先

- ・ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
- ・ 対策本部設置場所：さいたま市役所

5 避難住民の受入・救援活動の支援
該当なし

6 その他留意する事項

- ・ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。
- 攻撃が断続的に行われる場合は、パターン1を、
断続的でない場合はパターン3を適用する。

3 パターン3「限定地域の避難」(ゲリラや特殊部隊による攻撃及び緊急対処事態)

避難実施要領(パターン3)

さいたま市長
月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、死者 人、重傷者 人を出し、さらに増加の傾向にある。(日 時現在)対策本部長は、警報を発令し、さいたま市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

埼玉県知事は、避難の指示を行った。

対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合には、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断し、屋内に一時的に退避させる。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(2) 市における避難誘導の体制

- ・ さいたま市国民保護対策本部の設置
国からの指定を受けて、市長を本部長とするさいたま市国民保護対策本部を設置する。
- ・ 市職員の現地派遣
市職員各 名を、A・B・C公民館、避難先の 市・ 小学校に派遣する。
また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣する。
- ・ 避難経路等における職員の配置
避難経路の交差点毎に職員を配置し、避難施設までの誘導を行う。
避難施設に職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、必要に応じて医療救護所等を設置して、軽傷者等への対応を行う(配置については別途添付)。
- ・ 現地調整所の設置等
現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。
また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 避難施設の開設等

別に示す

(4) 運送手段(状況の変化とともに、逐次修正)

時現在

地区については、道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。
自力歩行困難者は、自家用車もしくは市が手配する福祉車両による避難を行う。
地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(5) 運送拠点(集合場所)への移動

地区の運送拠点(集合場所)は 公園、地区の運送拠点(集合場所)は 駐車場・・・。

運送拠点(集合場所)までは原則徒歩での移動とする。移動の際は近隣住民などとともに行動すること。

(6) 避難実施要領の住民への伝達

- ・ 防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- ・ 上記と並行し、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察等にファクス等を送付し、住民への伝達を依頼する。
- ・ 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- ・ 近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- ・ 地域のテレビ・ラジオ等の放送機関への放送を依頼する。
- ・ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- ・ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な要員を窓口として配置する。

(7) 傷病者への対応

- ・ 住民に死亡・傷病者が発生した場合には、地点の救護所、病院に誘導し、又は搬送する。
- ・ 埼玉県や日本赤十字病院等によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(8) 避難の完了

- ・ 市職員、消防職・団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、本人の特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- ・ 避難誘導は、 : をもって終了する。

(9) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員、消防職・団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(10) 住民に周知する留意事項

- ・ 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- ・ 消防団、自主防災組織、自治会長などの地域のリーダーは、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ・ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品にして、円滑な行動に支障をきたさないように促す。
- ・ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう促す。
- ・ 服装や携行品等から不審者を見た場合には、市職員、消防職・団員、警察官に通報するよう促す。

(11) 安全の確保

誘導を行う市の要員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部や埼玉県からの情報、さいたま市国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の要員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ・ バスの運行は、県 課及び県警本部と調整して行う
- ・ バス運転手、現地派遣の県職員、市職員との連絡要領は、別に示す。
- ・ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
- ・ 対策本部設置場所：さいたま市役所
- ・ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、市 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び 市の支援を受ける。

6 その他留意する事項

特になし

要避難地域、避難手段・経路、避難先地区（避難施設）を示した住民避難実施要領の一例を参考資料に示す。

補填事項

1 N B C 剤使用時の注意点

攻撃にN B C 剤が使用された恐れがある場合、以下の事項に注意する

(1) N B C 対処の共通措置

ア 退避の指示等

N B C 攻撃が行われた場合、被災現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ市長は退避を指示する。

イ 警戒区域の設定

N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。警戒区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

ウ 被災者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助のための活動を行う。この際、被害の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報などを集約して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、市は精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアに努める。

エ 汚染による被害等の防止

- ・ N B C 剤により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。
- ・ 生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講ずる。

オ 市長の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の実権に基づき、次の権限を行使する。

- ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令
- ・ 生活の用に供する水の管理者に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令
- ・ 死体の移動の制限、移動の禁止
- ・ 飲食物、衣類、寝具その他の物件の廃棄
- ・ 建物への立入り制限又は禁止、建物の封鎖
- ・ 交通の制限、交通の遮断

2 核使用時の補填事項

(1) 「傷病者の対応」関連

- ・ 県からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど、所要の防護措置を講じた上で緊急被ばく医療活動を補助する。
- ・ 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の補助をする。

(2) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

- ・ 核による災害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供を行う。
- ・ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。
- ・ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される時は、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。
- ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。
- ・ 必要な資器材
防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）

(3) 「住民に周知する留意事項」関連

- ・ 放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。
- ・ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難する。
- ・ 木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。

(4) 「安全の確保」関連

- ・ 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。
- ・ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- ・ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。

3 生物剤使用時の補填事項

生物剤を使用した攻撃における避難では、発生源を早急に突き止め、その場に居た者を把握した上で、国の方針に基づき、外出の制限もしくは隔離を行う。この際、生物剤の潜伏期間に応じ、自宅や隔離施設などからの外出を禁じられる可能性がある。

市は市内の該当者に対し、これを通知、処置する。

(1) 「傷病者の対応」関連

- ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を実施する。また、必要に応じ医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置を行う。
- ・ 県からの協力要請に応じ救護班の編成や医療活動を補助する。

(2) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

- ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。また、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 必要な資器材
感染症予防マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）

(3) 「住民に周知する留意事項」関連

- ・ 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。
- ・ 屋内では、窓を閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- ・ 安全の確認ができるまでは、汚染された疑いのある水や、食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。
- ・ 米国で 2001 年に発生した炭疽菌事件のように不審な郵便物が贈られてきた場合には、郵便物を振ったり、臭いをかいだり、中身を開けたりせずに可能であればビニール袋で包み、すぐに警察に通報する。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではなく、不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣類をできるだけ速く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報すること。

(4) 「安全の確保」関連

感染者の措置等

- ・ 感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国及び県の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所等の関係機関と連携して消毒等の措置を行う。
- ・ 感染症の被害拡大の防止のため、事態を早期に把握し、蔓延防止のための適切な対応を図る。
- ・ 天然痘は飛沫感染するため、感染率が高い家族・同僚等の濃厚接触者に対しては優先してワクチン接種を行うとともに、接種後も人権問題に配慮しながら十分な健康監視を行い、感染の拡大防止を図る。
- ・ 汚染施設への立入りの禁止や感染者の就業制限は、感染の拡大を防止する上で重要である。特に、被災現場となった汚染施設や感染者の立寄り先となった汚染施設の閉鎖については、消毒の実施の有無や汚染後の経過期間等の主として疫学上の観点から決定する。この場合、努めて短期間の閉鎖を追求し、施設の閉鎖による社会への影響を最小限にとどめる。

(5) 「その他留意事項」関連

- ・ 関係機関が実施する情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）に協力し、汚染地域の範囲及び感染源の特定を補助する。

4 化学剤使用時の補填事項

(1) 「傷病者の対応」関連

- ・ 県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動を補助する。

(2) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

- ・ 当初はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示する。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。
- ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 必要な資器材
ガスマスク、ガス検知器、化学防護衣

(3) 「住民に周知する留意事項」関連

- ・ 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する。
- ・ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣類などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れる恐れがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- ・ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

(4) 「安全の確保」関連

- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

5 脅威残存時の補填事項

(1) 「避難誘導の全般的方針」関連

- ・ 避難時には警察または自衛隊に誘導を要請するものとし、敵からの攻撃に備える。域外避難に該当しない地域に関しては、敵部隊の発見・鎮圧へ協力及び敵部隊との遭遇による被害を減らす意味から原則屋内避難とする。
- ・ 屋内避難は、ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(2) 「市の体制、職員派遣」関連

避難誘導のための避難経路等への人員の配置は、市職員だけではなく警察ないし自衛隊に依頼するものとする。

(3) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

- ・ 域外避難時に敵部隊が民間人に紛れ、逃亡を図ることも考えられるので、隣近所一緒に避難するとともに、避難時に名簿を作成し、人物照会を行う。(スクリーニング)
- ・ 屋内避難を行う地域では、家もしくは事業所に必ず施錠するよう指導する。また、不審者の訪問・発見があった場合にはすぐに警察に連絡するよう指導する。

(4) 「住民に周知する留意事項」関連

地区においては戦闘地域に該当するため、自主避難を厳禁とし、必ず警察官及び自衛官の指示に従い避難するものとする。

6 夜間の避難における補填事項

(1) 「避難実施要領の住民への伝達」関連

夜間における第1報は電源のついていない可能性のある携帯電話、インターネット、テレビ等の媒体は避け、防災行政無線やサイレンなどを使用すること

(2) 「避難の完了」関連

夜間による行動の制約があるため、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。

(3) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

夜間の避難においては、夜間に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃のおそれがある場合を除いては、運送拠点（集合場所）までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図る

(4) 「住民に周知する留意事項」関連

- ・ 防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。この際、つとめて隣近所一緒に避難する。
- ・ 所有している場合は懐中電灯等を使用し、足元の安全に留意する。

(5) 「その他留意する事項」関連

災害時要援護者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。この際、自治会及び自主防災組織の積極的な協力を得るよう努める。

7 雨天時の補填事項

(1) 「避難実施要領の住民への伝達」関連

住民広報に際しては、通常の防災行政無線による広報に加え、放送事業者等による警報、避難の広報、自治会長等の地域のリーダーを通しての警報の伝達などの強化を行う。

(2) 「避難の完了」関連

雨天の避難においては、避難手段の制限や避難時間の増加が見込まれることから、避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する

(3) 「誘導に際しての留意点や職員の心得」関連

避難誘導時には、風向を知らせるための発煙筒や旗の使用や、夜間と同等の照明設備の使用も検討する。

(4) 「住民に周知する留意事項」関連

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。この際、つとめて隣近所一緒に避難する。

8 想定する緊急処理事態における検討・留意項目

さいたま市で想定する緊急処理事態について避難実施要領を作成する上でパターン項目以外での留意事項を示す。

(1) 大規模集客施設において生物剤、又は化学剤が散布された事態

- ・ 要避難地域を決定するため消防等により実施される検知の結果及び消防警戒区域を確実に把握する必要がある。
- ・ 大規模集客施設では市外からの一時滞留者が多いため、避難者の安否情報を確実に収集する必要がある。
- ・ 避難者に市外からの一時滞留者が多いため、避難施設の設置とともに市外への帰宅支援も考慮しなければならない。
- ・ 大規模集客施設は普段から多くの人がいるため、被害者数も相当数いるものと考え、特に医療機関に対し、多めの手配を行う。
- ・ 生物剤が散布された場合、その場に居た者を早急に把握し、国に報告する。その後、国の方針に基づき該当者の外出の制限、隔離を行う。

(2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態

- ・ 大量輸送交通機関が走行中に爆破された場合、朝夕で被害者数が大きく変化する。
- ・ 被害に遭った車列だけでなく、前後の他の車両も運行を停止するため、これらに対する避難も考慮しなければならない。
- ・ 避難対象人数に一時滞留者が多いため、避難者の安否情報を確実に収集する必要がある。
- ・ 朝のラッシュ時は多くの人を利用しているため、被害者数も相当数いるものと考え、特に医療機関に対し、多めの手配を行う。

(3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

- ・ 直ちに専門機関に対策支援の依頼を行う。
- ・ 被害が目に見えないため、通常より広報に重点をおく
- ・ 爆破に伴い、高速道路上で多重衝突事故が発生しているものと予想される。

(4) 都心においてテロが発生した事態

- ・ 埼玉県内に避難先地域が指定される可能性があるため、すぐに情報収集の体制を確立する。
- ・ 都心に出勤・通学しているものが多くいるため、早期にその把握に努める。

避難受入実施要領

さいたま市の近隣市及び近隣県で災害が発生した場合、さいたま市が避難先地域に指定される可能性がある。受け入れにあたり、市の判断事項及び調整事項を記載する。

市では避難者の受け入れにあたり以下の判断・調整が必要

【判断・調整事項】

- (1) 避難施設の状況及び受入の体制を勘案して受入地域を決定
- (2) 避難住民数の把握
- (3) 収容施設の決定
- (4) 受け入れ体制の決定
 - ア 職員の配置
 - イ 現地調整所等
- (5) 受入誘導要領の決定
- (6) 避難手段・避難経路・移動時間等の把握
- (7) 災害時要援護者数の把握
- (8) 災害時要援護者収容施設の決定
- (9) 救援の支援内容の決定

以上の項目を調整・判断し、避難受入実施要領を策定する。

避難受入実施要領

さいたま市長
月 日 時現在

1 事態の状況、受入の必要性

日 時 分に東京都 区で発生した攻撃は、死者 人、重傷者 人を出し、さらに増加の傾向にある。(日 時現在) 政府は、警報を発令し、東京都 区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。これに伴い、埼玉県が避難先地域に指定され、市は県から避難先地域に指定された。

対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。

2 避難民受入の方法

(1) 受け入れの全般的方針

月 日 時 分から随時、東京都からの避難住民 10 万人を受け入れる。市は受け入れにあたり避難施設及び毛布等の物資を提供する。また、職員は市内における避難住民の誘導を行う。

(2) 市の体制、職員配置

- ・ さいたま市国民保護対策本部の設置
国からの指定を受けて、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置する。
- ・ 市職員の現地配置
市内の250箇所すべての避難施設に職員を 名ずつ配置する。
- ・ 避難経路等における職員の配置
避難経路に職員を配置し、避難施設までの誘導を行う。
避難施設を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。
また、必要に応じて医療救護所等を設置して、軽傷者等への対応を行う

(3) 受け入れ方法

- ・ 避難住民の受け入れは、避難施設で行う。この際、避難者の安否確認を実施する。
- ・ 避難施設の管理・運営は配置された市職員、施設職員及び要避難地域の区市町村職員が中心となり、避難住民の協力を得て行う。
- ・ 避難施設に運営委員会が組織された場合、施設職員、要避難地域の区市町村職員及び市職員もこれに参加する。
- ・ 自力歩行困難者は自家用車もしくは福祉車両で避難を行う。
- ・ 自力歩行困難者は市内の医療施設あるいは福祉施設に避難を行う。

(4) 傷病者への対応

- ・ 避難住民に死亡者が発生した場合には市が諸手続き及び埋葬を行う。
- ・ 避難住民に傷病者が発生した場合には、市が診療・入院等の手続きを行う。
- ・ 傷病者の発生具合を鑑み、必要に応じ主要な避難施設に救護所を設置し、対応を行う。

(5) 避難の完了

- ・ 避難誘導は 時 分をもって終了とする。
- ・ 避難施設に配置された職員は到着状況及び安否情報を取りまとめ市に報告を行う。
- ・ 避難は避難対象住民すべての安否確認をもって完了とする。

(6) 受入に際しての留意点や職員の心得

市職員、消防職・団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 避難者は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 避難者への指示は、避難自治体をとおして行う。この際、市職員はこれに協力する。

(7) さいたま市民への周知事項

- ・ 市避難施設に指定されている小中高等学校については努めて使用を避ける。
- ・ 災害ボランティアはさいたま市に登録の後、さいたま市が指定する箇所での活動を行う。
(ボランティア受付窓口：さいたま市役所)
- ・ 東京方面へは移動しないこと。
- ・ 服装や携行品等から不審者を見た場合には、市職員、消防職・団員、警察官に通報すること。

(8) 安全の確保

誘導を行う市職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部や埼玉県からの情報、市国民保護対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
誘導を行う市職員に対して、特殊標章を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ・ 現地派遣の県職員、市職員との連絡要領は、別に示す。
- ・ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡系により連絡する。
- ・ 対策本部設置場所：さいたま市役所

5 救援活動の支援

市は避難施設に対し、市で備蓄している毛布、生活必需品、食料を提供する。
集積所は 地区は 、 地区は 、・・・とし、各避難施設に振り分ける。
不足分は県と調整し、調達を行う。

6 その他留意する事項

特になし

住民避難実施要領(さいたま新都心周辺)

要避難地域			避難者数				運送拠点等		運送期間		避難手段・経路					避難先地区					
区名	町名	丁目	世帯数	総数	内訳		集合場所	運送拠点	開始時期	終了時期	運送手段	台数	回数	主要経路		区名	町名	避難施設	受入可能数	振分人員	距離
大宮区	吉敷町	2丁目	496	957	健常者	928	885	吉敷町ゲートボール場			徒歩			ゲートボール場～浅間町～大宮小学校		大宮区	大門町	大宮小学校	922	400	745
					ゲートボール場～浅間町～大宮東中学校									堀の内町	大宮東中学校		981	485	1236		
		要介護者		29	72	アウルホテル前			バス	2	1	アウルホテル前～巣鴨桶川さいたま線～中部公民館		仲町	大宮中部公民館	64	38	913			
		付添人		43						2	1	アウルホテル前～巣鴨桶川さいたま線～大宮北公民館		宮町	大宮北公民館	64	34	1708			
	4丁目	502	1030	健常者	999	953	現地集合			徒歩				現地集合		大宮区	天沼町	県立大宮高校	2074	600	460
				要介護者										31	77		南公民館前			バス	1
				付添人		46	1	1	南公民館前～巣鴨桶川さいたま線～針ヶ谷公民館		浦和区	針ヶ谷	針ヶ谷公民館	62		30					2400
							1	1	南公民館前～巣鴨桶川さいたま線～北浦和公民館		北浦和	北浦和公民館	67	17	3165						
中央区	上落合	1丁目	1228	2782	健常者	2699	2573	下落合小学校			徒歩			下落合小学校～赤山通り～大谷本郷さいたま線～与野高校		中央区	本町西	県立与野高校	1613	473	1780
														下落合小学校～赤山通り～コミセン通り～与野本町小学校			本町東	与野本町小学校	875	400	1476
					要介護者		83	209	北与野駅東口			バス	8	1	下落合小学校～国道17号線～八幡通り～与野西北小学校		円阿弥	与野西北小学校	77	300	2571
					付添人		125						13	1	下落合小学校～国道17号線～たつみ通り～与野西中学校		鈴谷	与野西中学校	1131	500	2067
					下落合小学校～下落合2丁目～常盤北小学校		浦和区	針ヶ谷	常盤北小学校	1024	400	1692									
					下落合小学校～下落合3丁目～常盤中学校			常盤中学校	1472	500	1720										
					1	1	北与野駅東口～国道17号線～大戸氷川通り～大戸公民館		中央区	大戸	大戸公民館	55	30	4050							
					3	1	北与野駅東口～国道17号線～県道119号線～下落合公民館		中央区	下落合	下落合公民館	144	69	1078							
				2	1	北与野駅東口～国道17号線～仲町公民館		浦和区	常盤	仲町公民館	76	50	4129								
				2	1	北与野駅東口～国道17号線～常盤公民館		浦和区	常盤	常盤公民館	100	60	2774								
	5丁目	799	1772	健常者	1719	1639	淑徳与野中学校			徒歩				淑徳与野中学校～県道56号線～上小小学校		大宮区	上小	上小小学校	769	239	1309
														淑徳与野中学校～国道17号線～桜木小学校			桜木町	桜木小学校	846	300	1406
				要介護者		53	133	茂木鉄鋼所前			バス	淑徳与野中学校～国道17号線～桜木中学校		中央区	円阿弥	県立いずみ高校	2055	600	1824		
				付添人		80						淑徳与野中学校～県道56号線～県立いずみ高校		中央区	三橋	三橋公民館	95	60	3381		
					2	1	茂木鉄工所前～国道17号線～さいたま春日部線～三橋公民館		大宮区	大成町	大成公民館	64	33	3221							
					2	1	茂木鉄工所前～国道17号線～県道56号線～大谷本郷さいたま線～与野本町公民館		中央区	本町西	与野本町公民館	67	40	2409							
新都心		47	50	健常者	49	46	ホテル プリランテ武蔵野前			徒歩				ホテルプリランテ武蔵野前～県道215号線～与野八幡小学校		中央区	本町東	与野八幡小学校	684	46	1348
				要介護者	2									4	バス	1	1	ホテルプリランテ武蔵野前～国道17号線～県道119号線～下落合公民館		中央区	下落合
付添人		2																			
アリーナ 利用客			200	健常者	200	200	アリーナ南 パークハウス前							けやき広場～県道215号線～与野八幡小学校		中央区	本町東	与野八幡小学校	684	200	880

6791		6791
避難者数		
健常者	6297	
要介護者	198	
付添人	297	

6791			
避難場所	箇所	受入可能数	避難者数
小学校	7	5197	2285
中学校	5	5680	2338
高等学校	3	5742	1673
公民館	12	854	495

43	15
避難者割合	
1. 健常者は、避難者数 - (要介護者 + 付添人)	
2. 要介護者は、避難者数の3%	
3. 付添人は、要介護者の1.5倍	

43	15
避難手段	
1. 健常者は、避難距離2Km以内は徒歩、2Kmを超えるものについてはバス	
2. 要介護者、付添人は、バス	

6791	55911
避難場所	
1. 健常者は、小・中・高等学校	
2. 要介護者、付添人は、公民館	

6791	55911
バス乗車数 / 1台	
1. 健常者は、40名を基準	
2. 要介護者、付添人は、30名を基準	

上記避難実施要領は、平成20年11月に実施した「国民保護図上訓練」のシナリオに基づく要領。(さいたま新都心での化学剤散布テロ予告事案)

武力攻撃事態等の想定及び避難方法等一覧表

事態の分類	攻撃の目的	事態の特徴	想定される発災場所	攻撃内容	被害	避難に及ぼす影響	避難方法	避難方法の分類	事態認定の時期
武力攻撃事態	着上陸攻撃	・ 小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部などが当初の侵襲目標となる ・ 着上陸侵襲に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。	首都圏全域	日本海沿岸地域または、太平洋沿岸地域から上陸して首都に侵襲するケースと大規模な空挺部隊やヘリボーン部隊を直接、降下着陸させて侵襲する場合が考えられる。いずれの場合も東京都が攻撃目標。	・ 内陸部への進攻に伴い、さいたま市のほぼ全域の住民が市外への避難を余儀なくされる。	攻撃が広域にわたることから、遠方の避難先に避難する。このため、バス等による搬送が必要となる。 さいたま市の輸送力を鑑み、少なくとも3日以上前には避難を開始しなければならない。 東京都からの避難民受入対策が必要	国家として疎開計画を作成、それに基づいた避難が行われると推測されるが、さいたま市としては、市の人口、避難施設の収容可能人数および備蓄量などを事前に把握し、情報提供できる体制を整えておく必要がある。また、比較的時間に余裕があるので市民に対し避難準備をするよう広報することができる。	全市域外避難	被害発生前
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 事前に活動を予測、あるいは察知できず、突発的な被害。 ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。	さいたま新都心、陸上自衛隊大宮駐屯地、深作変電所、北与野変電所	東京湾付近に隠密裏に上陸、拠点の確保を意図し、大宮駐屯地内において銃撃戦、爆破等の破壊工作が行われる。	・ 駐屯地内では多数死傷、爆破の場合、駐屯地周辺に飛散物による負傷者。	攻撃が発生してから避難することとなるため、被災施設周辺の避難所、救護所の設置が急務。 攻撃後、ゲリラ等が近隣に潜伏している可能性が高いため、市内全域に対し屋内退避、攻撃が予想される施設に対し、退避・帰宅を指示することが望ましい。	ゲリラや特殊部隊による攻撃における避難では、被災施設にいる人及び侵害排除に係る地域の避難を実施することとなる。被害は局所的であることから、自足歩行可能な人は施設からの徒歩による避難が最も迅速である。また、被災場所以外の地域は屋内退避とし、次の攻撃対象となりうる施設にあっては施設外への退避をすることが避難方法として適当である。	一部域外避難、その他屋内避難	被害発生から時間を要する
	弾道ミサイル攻撃	・ 発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。さらに、きわめて短時間で我が国に着弾することが予想され、また、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。	市全域	中、長距離弾道ミサイルにより攻撃が行われる。攻撃目標としては東京都心部への攻撃が、高い蓋然性を持つが、東京都の近郊にある都市は、標的となる可能性が同様に高い。	・ 標的施設の破壊。周辺は爆風、火災、飛散物による被害。 ・ 核は半径数kmに被害、汚染物質の摂取による2次汚染。 ・ 生物剤は汚染範囲の拡大が予想し難く極めて広域。 ・ 化学剤は半径数kmに膨大な数の死傷者	ミサイル発射の情報と同時に屋内退避、初弾と次弾の間に地下等へ避難するとよい。 また、避難の広報時間は極めて限られているため、平時から対応策、避難先の周知徹底が必要である。	弾道ミサイル攻撃からの避難としては屋内退避を行う。ただし、初弾から次弾までの間に地下あるいはコンクリート建造物に各自避難する。	全市屋内避難	被害発生前
	航空攻撃	・ 対応の時間が少なく、攻撃目標を特定することが困難。 ・ 威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標と想定される。 ・ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。	市全域	着上陸侵襲上の重要な地点においてはある程度の確かな爆撃が予想される。敵国が市街地の破壊を意図した場合、標的は不特定であり、被害は市全域に及び多数の被害者が出るものと思われる。また、NBC弾頭が使用された場合、被害はさらに拡大するものと思われる。	・ 標的施設の破壊。周辺は爆風、火災、飛散物による被害。 ・ 核は半径数kmに被害、汚染物質の摂取による2次汚染。 ・ 生物剤は汚染範囲の拡大が予想し難く極めて広域。 ・ 化学剤は半径数kmに膨大な数の死傷者	侵襲上の重要な施設当該施設周辺の住民は退去、屋内退避及び市内全域の屋内退避が有効であると考えられる。航空攻撃により避難経路が使用不可能となっている場合に備え、迂回路を選定しておくことが望ましい。	攻撃の目標物が判明し難いことから屋内退避となるがミサイル攻撃と違い、航空機の離陸から攻撃までの時間があるため、住民を一時的に地下あるいはコンクリート建造物に避難をさせる。航空攻撃が沈静化した後、避難経路を考慮しつつ市外へ避難する。	全市屋内避難	被害発生前
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃		東京ガス浦和1号タンク 民間企業研究施設 放射性物質運送中の東北自動車道等	テログループはこれらの施設を事前に調査し、ガスホルダーの破壊、毒物・劇物の強奪を目的とし、さいたま市内に潜入、実行を行う。強奪した毒物・劇物はその後どこかで使用することとなる。	毒物・劇物取扱施設及び管理者等が被害。ガスホルダーの場合、爆発、火災、爆風、飛散物による被害	ガスホルダー、民間企業の毒物・劇物取扱施設への攻撃に伴う避難は小規模の避難だが、他の攻撃対象となりうる施設に警戒を促すことが重要。 放射性物質輸送車両への攻撃の場合、車両、道路が損壊。放射性物質の被害が数kmに及ぶため、屋内退避を実施する。	ガスホルダー攻撃の発生を受け被災した住民に対し地域防災計画 危険物災害対策計画に準ずる避難、救護を行うと共に、関係施設に対し警戒を呼びかける。 放射性物質輸送車両への攻撃においては地域防災計画 放射性物質事故災害対策計画に準じ、専門家の助言等に基づき、警戒区域の設定、屋内退避及びコンクリート屋内退避あるいは避難を行う。		
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃	緊急対処事態であるテロ活動を行い、不特定多数の人の殺傷あるいは建造物の破壊等を行うことにより、社会的不安を煽り、敵視する主張への警告あるいは犯行団体の要求をより効果的なものとする	大宮駅、浦和駅、在来線、新幹線	テロ活動を目的とする集団が市内に潜入し、JR大宮駅構内の数箇所もしくはJR線車両に対して自爆ないし時限爆弾による爆破、破壊。	ラッシュ時の在来線車両には1両につき約400人、10両編成で4000人が搭乗している。このため、テロ発生時には4000人前後の死傷者が発生するものと予測される。	鉄道事故対策と同様に乗務員により駅まで避難誘導された乗客等を含め駅は滞留者で混乱の様相を呈す。市はこれに対し地域防災計画 鉄道事故対策計画に準じ、一時避難所の開設や駅からの避難所までの避難を実施する必要がある。	駅では避難民が混乱の様相を呈しているため、一時避難所等をすみやかに選定しこれら住民を避難・誘導する。対応は地域防災計画 鉄道事故対策計画に準ずる	一部域外避難、その他屋内避難	被害発生から時間を要する
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		不特定(さいたま市全域)	入口が密集している朝夕のラッシュ時の在来線車両、休日のデパート、イベント開催時の埼玉スーパーアリーナなどに対し剤を散布する。さらに、荒川水系、大久保浄水場への生物剤の投入、陸上自衛隊大宮駐屯地へのVXガスの散布が考えられる。	・ 標的施設の破壊。周辺は爆風、火災、飛散物による被害。 ・ 核は半径数kmに被害、汚染物質の摂取による2次汚染。 ・ 生物剤は汚染範囲の拡大が予想し難く極めて広域。 ・ 化学剤は半径数kmに膨大な数の死傷者	無差別かつ広域な被害が予測されるため半径数kmの範囲の避難が必要。 水に生物剤が混入している場合、水の供給を止め、検査、浄水を行うことが必要。 2次被害の防除を考慮し、避難前の医師等専門家による診断が必要。	県、政府、その他関係機関と連携をとり、定めた警戒区域内から住民及び一時滞在中者を避難させる。被災地域の範囲を見極め、小規模であれば近隣の避難所で収容しきれないため徒歩での避難、大規模であれば避難所が遠くに設置されることもあり、バスでの避難が適当である。加えて、後述する「NBC兵器が使用された場合の留意事項」を勘案し、二次被害の拡大防止に努める。		
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態			埼玉スーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002、さいたま新都心、大宮駅、浦和駅、埼玉県庁、さいたま市役所、陸上自衛隊大宮駐屯地、その他市街地	埼玉スタジアムをはじめとする有名建造物、大宮駐屯地あるいは市街地への旅客機の突入、またはガスボンベ、高圧ガス等の危険物を積載したタンクローリーによる大宮駐屯地、建造物への突入が推測される。	標的建造物の損壊、周辺地区に爆風、火災、飛散物による被害が発生。	避難の対象となるのは被災した建造物の滞留者、及びその周辺に住む住民である。一時的には建造物の責任者が施設からの退避を行うこととなるが、市は建造物外に避難した避難民を避難所へ誘導、輸送しなければならない。攻撃の影響は半径数百mであるので小規模の避難でよい。	被災建造物からの避難を行う。被災範囲は小規模であるため近隣の避難所に徒歩による一時退避を行うのが適当である。	
避難民・被災者の流入事態			さいたま市隣接市町	隣接市町においてNBC攻撃が行われる事態が発生した場合にさいたま市への避難が見込まれる。	隣接市町で最も人口の多い川口市の全人口485,969人。 このすべてが埼玉県内に避難するとは言いえないが、相当規模の人数が避難することが予想される。	避難施設、備蓄物資量から、受入可能人数をあらかじめ検討しておくことが必要。避難用バスの提供、主要道路における道路啓開の実施することも必要。	市は避難所の開設を行なうと共に被災地に向け避難用バスを提供する。受入の際、住民の身元情報の収集を行う。		